^{第79}』 定時株主総会 **招集ご通知**

2019年4月1日から2020年3月31日まで

日時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所

東京都中央区明石町6番17号 当社5階会議室

NIKKON

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染予防の観点から、同封の「議決権行使書」のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申しあげます。

目次

■ 第79回定時株:	主総会招集	長ご通知	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
■ 株主総会参考書				6
第1号議案		(監査等委員で 8名選任の件		帝役を
第2号議案	監査等委	員である取締	役3名選	壬の作
(添付書類)				
= -				
■ 連結計算書類				39
■ 計算書類				
■ 監査報告書 …				46

ニッコンホールディングス株式会社

証券コード:9072

株主各位

東京都中央区明石町6番17号 ニッコンホールディングス株式会社

代表取締役社長 黒 岩 正 勝

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、又はインターネットウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) より議決権をご行使くださるようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日** 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都中央区明石町 6 番 1 7 号 当社 5 階会議室
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第79期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件

> 2. 第79期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権行使について

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
 - また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nikkon-hd.co.jp/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」 ② 連結計算書類の「連結注記表」 ③ 計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(http://www.nikkon-hd.co.jp/)に掲載いたします。
- ◎本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても、入場をお断りする場合がございます。
- ◎ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- ◎会場入り□付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ◎株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nikkon-hd.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時

■株主総会へのご出席をお控えいただく場合



11 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時30分必着



2 インターネット等による議決権行使

後記(4頁~5頁)のインターネット等による議決権行使のご案内をご高 覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2020年6月25日 (木曜日) 午後5時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の 入力が不要になりました!

■当日ご出席の場合は、郵送 (議決権行使書) またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン・ 携帯電話またはパソコン等から議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスいただき、画面の 案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

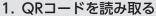
2020年6月25日(木) 午後5時30分まで

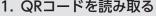


╗ ■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パ スワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。





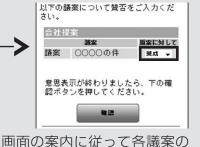


お手持ちのスマートフォン にて、同封の議決権行使書 副票(右側)に記載の「ロ グイン用QRコード」を読み 取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が 表示されるので、議決権行 使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択



替否を選択 画面の案内に従って 行使完了です。

二回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従って口 グインしてください。

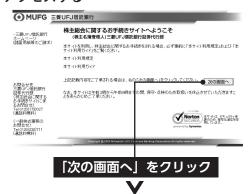
ご注意事項

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで のログインができない場合には、パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってく ださい。

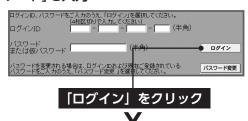
ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

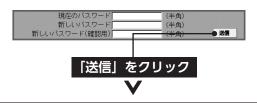
1. 議決権行使ウェブサイトに アクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」及び「仮パス ワード | を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト **V** https://evote.tr.mufg.jp/



ご注意事項

■ 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株 主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変 更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金等)は、株主様のご負担とな ります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット 通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になり ますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

ത്ത 0120-173-027

(通話料無料、受付時間:9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

当社の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役を含め取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席回数
1	再任	くろ いわ まさ かつ 黒 岩 正 勝	代表取締役社長 社長執行役員	14回/14回 100%
2	再任	tati abn bel as 長 岡 敏 巳	代表取締役 専務執行役員	14回/14回 100%
3	再任	黒 岩 慶 太	代表取締役	14回/14回 100%
4	再任	佐野恭行	取締役 常務執行役員	14回/14回 100%
5	再任	まつ だ やす のり 枩 田 泰 典	取締役 執行役員	14回/14回 100%
6	再任	sa ab tu じ 大 岡 誠 司	取締役 執行役員	14回/14回 100%
7	再 任 社 外 独 立	əff e the the the the the the the the the t	社外取締役	13回/14回 93%
8	再 任 社 外 独 立	小林克典	社外取締役	14回/14回 100%

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1 再任	第 岩 蓝 勝 (1951年2月2日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1973年 3月 当社入社 1981年 9月 当社鈴鹿センター営業所長 1986年 6月 当社取締役 1989年 6月 当社常務取締役 1994年11月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.社長 1999年 6月 当社専務取締役 2003年 1月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.会長兼社長 2009年 4月 当社営業本部長 2009年 6月 当社代表取締役社長 2011年 6月 当社代表取締役社長 2015年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役会長	395,726株
		【取締役候補者とした理由】 黒岩正勝氏は、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行って 締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明 役会の意思決定の機能を高めております。また、社長執行役員とし を執り、企業理念の実績を通じて、持続的な企業価値の向上を図 これらのことから、長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材は 続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。	明を行い、取締 して経営の指揮 っております。

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2 再任	(1956年1月21日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1979年 3 月 当社入社 1993年 4 月 当社和光営業所長 1996年 4 月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.出向 2002年 7 月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.社長 2006年 6 月 当社取締役 2008年 6 月 当社海外事業推進部長 2009年 4 月 当社ドの営業部長 2009年 7 月 当社市務取締役 2009年 7 月 当社市議事業部長、国際営業部長 2011年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2012年 6 月 当社取締役 専務執行役員 2015年10月 当社取締役 専務執行役員 2015年10月 当社取締役 専務執行役員 2016年 4 月 当社代表取締役 専務執行役員 2016年 6 月 当社代表取締役 専務執行役員 (重要な兼職の状況) 日梱物流(中国)有限公司董事長 日烟重慶物流有限公司董事長 エヌケイエンジニアリング(株)代表取締役社長 GINZAコンサルティング(株)代表取締役社長 NKインターナショナル(株)代表取締役社長 NKインターナショナル(株)代表取締役社長 基団敏已氏は、海外関係会社の取締役社長を経て、主に海外関係るなど、海外事業部長として、豊富な業務経験とグローバルな事理・運営業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	事業経営及び管 日な人材と判断

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3 再任	第 岩 慶 太 (1956年7月10日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1979年 3月 当社入社 1985年 9月 日本運輸㈱伊勢崎営業所長 1989年 5月 同社取締役 1991年 5月 同社代表取締役社長 1999年 6月 当社取締役 2003年 6月 当社常務取締役 2004年 6月 当社代表取締役副社長 2011年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役 執行役員 2016年 4月 当社代表取締役 (現任) 2016年 4月 日本運輸㈱代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 日本運輸㈱代表取締役社長	526,755株
		【取締役候補者とした理由】 黒岩慶太氏は、代表取締役として、財務的な観点を軸に経営の監督でおります。また、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応するが行しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実践な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするす。	ための業務を遂 現のために適切

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
4 再任	佐野恭行 (1957年6月25日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1980年 3月 当社入社 1992年 9月 当社狭山梱包センター営業所長 1996年11月 当社群馬営業所長 2004年 4月 当社勤労部次長 2005年 6月 当社人事部長兼勤労部長 2007年 6月 当社総務部長 2007年 6月 当社総務部長 2010年 8月 当社社長室長 2011年 6月 当社取締役 執行役員 2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 2015年10月 当社取締役 常務執行役員 2015年10月 当社がループ管理部長 2016年 4月 当社取締役 常務執行役員(現任) 【取締役候補者とした理由】 佐野恭行氏は、主に総務・人事・勤労関連業務に従事し、総務部長管理部長等を経て、豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	務に関する知見
5 再任	恋田泰典 (1959年3月9日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1982年 3月 当社入社 1997年11月 当社経理部次長 2000年 6月 NK PARTS INDUSTRIES, INC.出向 2007年 6月 当社経理部長(現任) 2009年10月 当社関係会社管理部長 2012年 4月 当社執行役員 2012年 6月 当社取締役 執行役員(現任) 2019年 4月 当社法務部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 枩田泰典氏は、主に財務・経理関連業務に従事し、経理部長等を当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関する知ります。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	見を有しており

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6 再任	大 简 誠 ご (1960年6月30日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1983年 3月 当社入社 1992年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 1998年 8月 A.N.I. LOGISTICS, LTD.出向 2007年 6月 当社KD梱包営業所長 2009年 7月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 2011年 4月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2011年 6月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2014年 1月 当社梱包営業部長兼東京事業部長第五営業部長2015年 9月 当社執行役員退任 2015年 9月 当社執行役員退任 2016年 4月 当社執行役員就任2016年 6月 当社取締役執行役員就任2016年 6月 当社取締役執行役員就任(現任) 2017年 6月 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長執行役員(現任)(重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長執行役員	13,984株
		【取締役候補者とした理由】 大岡誠司氏は、主に物流事業及び通関事業等に従事し、営業部長 ど、当社における豊富な業務経験と経営全般及び運営業務に関する おります。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な 引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	る知見を有して

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
7 再 任 社 外 独 立	章 たかし 会 木 隆 (1951年4月21日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席13回	1974年 4月 三菱商事㈱入社 1980年11月 五十鈴鋼材㈱(現:五十鈴㈱)入社 1987年 3月 同社取締役 1987年 5月 同社常務取締役 1990年 3月 同社取締役副社長 1992年 5月 同社代表取締役社長 2000年 4月 同社代表取締役社長(最高経営責任者)(現任) 2010年11月 ㈱メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役社長 2013年 6月 当社社外取締役(現任) 2018年 4月 ㈱メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 五十鈴㈱代表取締役社長 (㈱メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長	4,681株
		【社外取締役候補者とした理由】 鈴木隆氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をお持ちであ により藍綬褒章を受章しております。経営全般に助言をいただくる の論理に捉われず、独立性をもって客観的な視野で経営を監視して に積極的な発言をいただいております。 これらのことから、取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に動 断し、引き続き社外取締役候補者としての選任をお願いするもので	とともに、当社 ていただくため 繋がるものと判

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
8 再任 社外 独立	でしたがでしたができる。 小 林 克 典 (1952年8月1日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1978年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 1995年 4月 第二東京弁護士会綱紀委員 2000年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2004年 4月 第二東京弁護士会司法修習委員会委員長 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長 2004年12月 機整理回収機構企業再生委員第1部会長 2005年10月 機日立プラズマパテントライセンシング監査役 2006年 4月 第二東京弁護士会常議員会副議長 社会保険労務士紛争解決手続代理業務試験委員 2007年 4月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2007年 6月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2008年 2月 第二東京弁護士会懲戒委員会副委員長 2009年 6月 三井金属エンジニアリング(株社外取締役 2009年12月 独立行政法人日本学生支援機構契約監視委員会委員(現任) 2010年 2月 第二東京弁護士会懲戒委員会委員長 2014年 6月 当社社外取締役(現任) 2016年 4月 第二東京弁護士会監事 (重要な兼職の状況) 麹町パートナーズ法律事務所弁護士	3,927株
		【社外取締役候補者とした理由】 小林克典氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社のず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性を視を遂行するために適任であり、積極的に発言をいただいておりましたのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化の判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするもので	もって経営の監 ます。 こ繋がるものと

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 鈴木 隆氏及び小林克典氏は社外取締役候補者であります。

なお、鈴木 隆氏及び小林克典氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社の社外役員 の独立性判断基準を満たしており、両氏は同取引所に届け出ております。

- 3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
 - ① 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3 項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去に合

併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承又は譲り受けた株式会社 において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- ② 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
- ③ 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者ではありません。
- ④ 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって鈴木 隆氏は7年、小林克典氏は6年となります。
- (2) 責任限定契約の締結について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、鈴木 隆及び小林克典の両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の現任監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査 等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1	角丘 金子和孝 ************************************	取締役(常勤監査等委員)	14回/14回 100%	11回/11回 100%
2	再任 社外 宮田 英 樹	社外取締役 (監査等委員)	14回/14回 100%	11回/11回 100%
3	東任 社外 味 岡 良 行	社外取締役(監査等委員)	14回/14回 100%	11回/11回 100%

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1 再任	かね こ がず たか 孝 (1955年9月7日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1974年 3月 当社入社 1997年 4月 当社総務部長 2000年 5月 ㈱オートテクニックジャパン常務取締役 2005年 6月 当社経理部次長 2006年 7月 当社関係会社管理部長 2010年 3月 当社経営企画室長 2010年 6月 当社常勤監査役 2018年 6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 中越テック㈱監査役、㈱イトー急行監査役	25,659株
	監査等委員会出席回数	【取締役候補者とした理由】 金子和孝氏は、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たした 締役会その他重要な会議へ出席し、適法性監査・妥当性監査の観察 発言しております。監査の環境整備及び社内情報の収集に積極的に 制システムの構築・運用の状況を日常的に監視しております。こ ら、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものである	点から積極的に こ努め、内部統 これらのことか

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2 再任 社外 独立	空田英樹 (1968年3月27日生) 取締役会出席回数開催14回/出席14回 監査等委員会出席回数開催11回/出席11回	1990年 4月 大和土地建物株式会社入社 1993年 9月 お茶の水総合事務所入社 (現:税理士法人お茶の水税経) 1996年12月 税理士試験合格 1997年 4月 宮田英樹税理士事務所代表(現任) 1999年11月 社会福祉法人一寿会監事(現任) 2002年 4月 有限会社資産経営研究所取締役(現任) 2014年 6月 経済産業省経営革新支援機関認定 (認定者:宮田英樹) 2016年 6月 当社社外監査役 2018年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 2月 経済産業省経営革新支援機関認定更新 (認定者:宮田英樹) (重要な兼職の状況) 宮田英樹税理士事務所代表 【社外取締役候補者とした理由】 宮田英樹氏は、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営ただきたいため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いります。	

候補者番 号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3 再任 社外	成 間 良 行 (1952年11月30日生) 取締役会出席回数 開催14回/出席14回	1988年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1988年 4月 永野・真山法律事務所入所 1990年 4月 土屋東一法律事務所入所 1993年 9月 味岡法律事務所開設(現任) 2007年 4月 武蔵野簡易裁判所民事調停委員(現任) 2009年 4月 2009年度第二東京弁護士会副会長 2015年 4月 2015年度関東弁護士連合会常務理事 2018年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 味岡法律事務所弁護士	723株
独立	監査等委員会出席回数 開催11回/出席11回	【社外取締役候補者とした理由】 味岡良行氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の関していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去なること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんがにより、その業務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員で役として選任をお願いするものであります。	去に社外役員と が、上記の理由

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 宮田英樹氏は、現在、当社の社外取締役(監査等委員)でありますが、社外監査役として2年間在籍 し、その後社外取締役(監査等委員)に就任し、在任期間は、本総会終結の時をもって2年となりま す。
 - 4. 味岡良行氏は、現在、当社の社外取締役(監査等委員)でありますが、社外取締役(監査等委員)としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
 - 5. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、両氏は同取引所に届け出ております。
 - 6. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項 第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定によります。以下 同じ。)となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けに より当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはあり ません。
 - 7. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
 - 8. 宮田英樹氏及び味岡良行氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - 9. 現在、当社と宮田英樹氏及び味岡良行氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、宮田英樹氏及び味岡良行氏との間で責任限定 契約を継続する予定です。

《参考書類》

社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断します。

- 1. 当社グループの主要な取引先(注)の業務執行者、又は当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
- 2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
- 3. 直近3事業年度において、出資比率10%以上を超える当社の主要株主、若しくは上位10位以内の株主及び出資先の業務執行者
- 4. 直近3事業年度において、当社から平均して年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 5. 過去5年間において、上記1.から4.に該当していた者
- 6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族
- 7. 通算の在籍期間が8年を超える者
- (注) 主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近3事業年度において、当社の連結売上又は相手方の連結売上の2%を超えるものをいう。

以上

添付書類

事業報告

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、消費増税や新型コロナウイルス感染拡大の影響により景気は下押しされ、先行きは予断を許さない状況が続くものと思われます。

物流業界におきましては、慢性的な労働力不足や競争の激化などにより、厳しい経営環境が続いております。

当社グループは、このような経営環境のもと、国内では滋賀県長浜市、熊本県菊陽町及び三重県いなべ市、海外ではタイ国及びメキシコ国に倉庫を新増設するなど、積極的な設備投資や営業活動を行ってきた結果、売上高は前年同期比0.9%増の1.995億12百万円となりました。

営業利益につきましては、増収効果や業務の効率化などにより前年同期比4.3%増の208億90百万円となりました。

経常利益につきましては、為替差損の計上などにより前年同期比2.3%増の225億25百万円となりました。 親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益及び固定資産売却益の計上などに より前年同期比13.2%増の167億21百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【事業別の状況】

運送事業

貨物取扱量の増加などにより、売上高は前年同期比0.4%増の936億47百万円となりました。営業利益は、 人件費や減価償却費の増加などにより、前年同期比4.9%減の52億円となりました。

倉庫事業

保管貨物量の増加により、売上高は前年同期比8.2%増の310億56百万円となりました。営業利益は、人件費や減価償却費の増加はありましたが、増収効果や保管効率の向上などにより前年同期比21.0%増の77億51百万円となりました。

梱包事業

業務量の減少により、売上高は前年同期比0.6%減の468億82百万円となりました。営業利益は、減収の 影響などにより、前年同期比7.4%減の37億5百万円となりました。

テスト事業

業務量が前年並みとなったことから、売上高は前年同期比3百万円減少の222億9百万円となりました。 営業利益は、業務の効率化などにより前年同期比2.5%増の40億1百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は165億48百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中の主な設備投資
 - イ、営業車両につきましては、23億63百万円の設備投資を実施しました。
 - ロ、建物につきましては、43億9百万円の設備投資を実施しました。
 - ハ. 土地につきましては、29億1百万円の設備投資を実施しました。
 - 二、その他として機械装置等に、69億75百万円の設備投資を実施しました。
- ② 当連結会計年度末現在継続中の主な設備投資

大阪府茨木市に土地の取得及び北海道江別市、宮城県大崎市、群馬県伊勢崎市、滋賀県長浜市、滋賀県日野町に倉庫等の建設を行っております。

(3) 資金調達の状況

2019年10月11日に設備投資及び投融資資金として普通社債100億円を発行いたしました。

(4) 他の会社の株式の取得

該当はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しは、新型コロナウイルスの感染症拡大による経済への影響は日々深刻化してきており、いまだ収束時期が見通せないことから当社を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと思われます。

物流業界におきましては、慢性的な労働力不足や競争の激化などにより、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは、主力の運送事業では中核事業会社におきまして、これまでの混載輸送事業の進化と拡大を図り、「N Logi (エヌ・ロジ)」の名称でサービスを展開いたします。これは、新たな需要を掘り起こせるかという「顧客起点」でサービスの差別化を考えた結果、多くの企業の困り事である長尺・長大物、重量物、変形物に焦点を当てた混載輸送サービスであります。今後の事業の柱の一つに据えて、新

たな顧客開拓にチャレンジしていきます。集配車は、環境に配慮したハイブリッド車を導入し、仕様も女性 や高齢者が扱いやすいように丁夫し、幹線便には乗り継ぎ運行のフルトレーラーを投入してまいります。

労働力不足や働き方改革に伴う規制強化への対応は、安全・品質・効率を向上させるため、システム化・ 自動化を加速させ少人化することにより、労働力不足の解消に繋がる施策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスに対する事業展開といたしましては、新型コロナウイルスの影響による物流業者の能力の低下やイレギュラー需要の増加などから、「輸送・保管・作業(代行)」の需要増が予想されます。こうした需要を取り込むべく、当社グループのリソース・ノウハウを活かして積極的な設備投資と営業活動を展開してまいります。

2020年4月1日から新たにスタートする新中期経営計画につきましては、新型コロナウイルスによる影響を現段階において合理的に算出することが困難なことから未定となっております。業績予想の開示が可能となった段階で、速やかに公表いたします。

当社グループは、今後の持続成長に向けて、限られた経営資源の中で、既存事業の生産性を向上させることで、新たな事業への経営資源の集中展開を実施し、更なる業容拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(単位:百万円)

(6) 財産及び損益の状況の推移

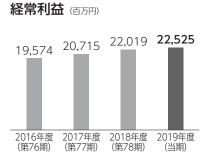
① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期)	2019年度 (当 期)
売	上	高	179,312	187,819	197,693	199,512
経	常和	」 益	19,574	20,715	22,019	22,525
親会社	上株主に帰属する	当期純利益	13,468	14,545	14,768	16,721
1 株	当たり当期	月純 利益	199円22銭	215円30銭	221円03銭	254円01銭
総	資	産	280,079	286,013	294,213	297,489
純	資	産	171,282	182,627	186,900	193,296

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2018年度よ り適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表 示する方法に変更するとともに、2017年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

売上高 (百万円) 179,312 187,819 197,693 199,512 2016年度 2018年度 2019年度 2017年度 (第78期) (第76期) (第77期)





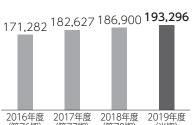






2016年度 2018年度 2017年度 2019年度 (第76期) (第78期)

純資産 (百万円)

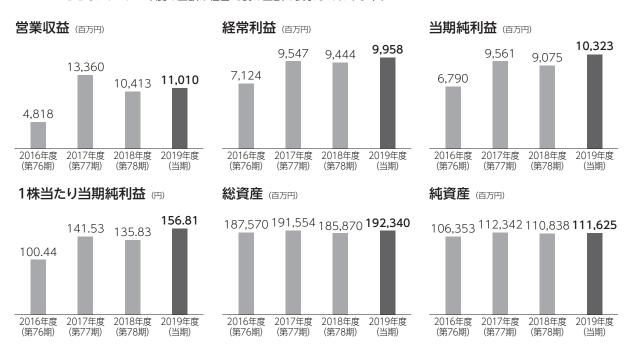


② 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	区		分		2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期)	2019年度 (当 期)
営	業		収	益	4,818	13,360	10,413	11,010
経	常		利	益	7,124	9,547	9,444	9,958
当	期	純	利	益	6,790	9,561	9,075	10,323
1 核	* 当た	り当	期 純	利 益	100円44銭	141円53銭	135円83銭	156円81銭
総		資		産	187,570	191,554	185,870	192,340
純		資		産	106,353	112,342	110,838	111,625

- (注) 1. 2017年度までの事業持株会社から、より純粋持株会社に近い業態へと大きく変化し、子会社からの受取配当金や受取利息等が主たる事業活動に基づいて発生することとなったことに鑑み、会社の実態をより適切に表示するため、2018年度より売上高に含めて計上する方法に変更しております。当該変更により2017年度については、遡及適用した数値で表示しております。なお、売上高は2018年度より営業収益として表示しております。
 - 2. 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を2018年度より適用しており繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、2017年度の金額は組替え後の金額で表示しております。



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事	掌門容
日本梱包運輸倉庫株式会社	百万円 500	100	運送	事業
株式会社日本陸送	90	100	同	上
株式会社メイコン	48	100	倉 庫	事 業
日 本 運 輸 株 式 会 社	360	100	運送	事 業
株式会社オートテクニックジャパン	40	100	テスト	、 事 業
中越テック株式会社	96	100	運送	事 業
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	17百万米ドル	100	梱 包	事 業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町6番17号	89,827百万円	192,340百万円

④ 企業結合の成果

前記の重要な子会社7社を含む連結子会社は51社、持分法適用会社は12社であります。当連結会計年度の連結売上高は1,995億12百万円(前期比0.9%増)、連結経常利益は225億25百万円(前期比2.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は167億21百万円(前期比13.2%増)であります。

(8) 主要な事業内容

運送事業………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の輸送

倉庫事業………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管

梱包事業………流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等の業務

テスト事業……四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテスト

その他事業……通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理業・不動産の売買、賃 貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業

	X		分		主 要 な 地 域
運	送		事	業	宮城、群馬、埼玉、東京、愛知、三重、大阪、熊本
倉	庫		事	業	北海道、新潟、埼玉、静岡、愛知、三重、岡山、福岡、宮崎
梱	包		事	業	群馬、埼玉、千葉、静岡、三重、熊本、米国オハイオ州
テ	ス	\	事	業	栃木、静岡、三重
そ	の	他	事	業	東京、神奈川

(9) 主要な事業所

① 当社

	事	業	所	名			所	在	Ħ	也	
本				社	東	京	都		中	央	区

② 主要な連結子会社

		会	礻	±	名			事 業	所 名		Ē	听	在	地	
	本 梱	包	運輸	倉 庫	株	式 会	社	本	社	東	京	都	中	央	区
株	式	会	社	\Box	本	陸	送	本	社	Ξ	重	県	鈴	鹿	市
株	式	会	社	Х	1		ン	本	社	愛	知	県	小	牧	市
	本	運	輸	株	式	会	社	本	社	群	馬	県	大	泉	⊞Ţ
株	式会社	オ -	- トテ	クニッ	ノク	ジャハ	゜ン	本	社	栃	木	県	芳	賀	町
中	越	テ	ツ !	フ 株	式	会	社	本	社	東	京	都	江	東	区
NI	< PA	RTS	INI	DUST	RIES	S, IN	C.	本	社	米	玉	オ	/\ -	イ オ	州

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

事業	美の種類別]セグ.	メントの	名称	従業員数	前期末比増減			
					名	名			
運	送		事	業	3,537	93 (増)			
倉	庫		事	業	1,031	81 (増)			
梱	包		事	業	5,230	67 (増)			
テ	ス	 	事	業	1,967	29 (減)			
そ	の	他	事	業	187	17 (増)			
全	社		(共	通)	627	11 (減)			
合				計	12,579	218 (増)			

(注) 上記は、正規従業員の状況であります。

② 当社の従業員

区	分	従	業	員	数	前期末比増減	平均	年 齢	平均勤続年数
					名	名		歳	年
男	性				17	7 (減)		44.6	17.3
女	性				9	2 (増)		36.1	11.1
合計又	は平均				26	5 (減)		41.7	15.2

(注) 上記は、正規従業員の状況であり、日本梱包運輸倉庫株式会社からの出向者であります。

(11) 主要な借入先

		借			入			先			期	末	借	入	金	残	高	
																		百万円
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行								14,500
株	式	会	È	社	み	ਰ "		ほ	銀	行								2,700
株	式	会	社	Ξ	= =	# <i>'</i>	住	友	銀	行								2,600

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 152,000,000株

(2) 発行済株式の総数 68,239,892株(うち自己株式 2,506,382株)

(3) 株主数 3,320名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況
株 主 名	持株数 持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	千株 5,659 8.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,113 6.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,901 4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,743 4.17
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	2,449 3.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,949 2.96
いすゞ自動車株式会社	1,692 2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,673 2.54
日 野 自 動 車 株 式 会 社	1,494 2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□5)	1,391 2.11

⁽注) 1. 当社は、自己株式2,506,382株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

^{2.} 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2020年3月31日現在)

地 位	氏名	Ż	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長社長 執行役員	黒岩正	勝	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長
代表取締役專務執行役員	長 岡 敏	巳	海外事業部長、日梱物流(中国)有限公司董事長、 日梱重慶物流有限公司董事長、 エヌケイエンジニアリング㈱代表取締役社長、 GINZAコンサルティング㈱代表取締役社長、 NKインターナショナル㈱代表取締役社長
代表取締役	黒岩慶	太	日本運輸㈱代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	佐 野 恭	行	総務部、グループ管理部担当
取 締 役 執 行 役 員	枩 田 泰	典	経理部長、法務部長、不動産事業部担当
取 締 役 執 行 役 員	大 岡 誠	司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役 社長執行役員
取 締 役	鈴 木	隆	五十鈴㈱代表取締役社長、㈱メタルワン・サービスセンター・ホール ディングス代表取締役会長
取 締 役	小 林 克	典	麹町パートナーズ法律事務所弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	金子和	孝	日本梱包運輸倉庫㈱監査役、中越テック㈱監査役、 (株)イトー急行監査役
取 締 役(監査等委員)	宮田英	樹	宮田英樹税理士事務所代表
取締役(監査等委員)	味 岡 良	行	味岡法律事務所弁護士

- (注) 1. 日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有すること を通じて監査等委員会の活動の実効性を確保するため、金子和孝氏を常勤の監査等委員に選定しており ます。
 - 2. 取締役のうち、鈴木 隆氏、小林克典氏、宮田英樹氏及び味岡良行氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 取締役小林克典氏及び取締役(監査等委員)味岡良行氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役(監査等委員)宮田英樹氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2020年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

	地	位		氏		ŕ	<u> </u>	担当及び重要な兼職の状況	
執	行	役	員	囼	本	賢	=	PT.NIPPON KONPO INDONESIA取締役社長	
執	行	役	員	冏	邊	隆	司	国内地域担当、日本梱包運輸倉庫㈱取締役 専務執行役員、 ㈱中国物流サービス代表取締役社長	
執	行	役	員	谷			彰	NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LTD.取締役社長	
執	行	役	員	長	濵	英	己	㈱メイコン代表取締役社長、㈱松久総合代表取締役会長	
執	行	役	員	増	井	雅	彦	中越テック㈱代表取締役社長、札幌新聞輸送㈱代表取締役社長、 中越輸送㈱代表取締役社長、 トランスポートジャパン㈱代表取締役社長	
執	行	役	員	加	藤	善	啓	㈱イトー急行代表取締役社長	
執	行	役	員	水	⊞Ţ	靖	之	NKP MEXICO,S.A. DE C.V.取締役会長、 NK PARTS INDUSTRIES,INC.社長、NK AMERICA,INC.社長、 NKA TRANSPORTATION,INC.社長、 NKA LOGISTICS,INC.社長、NKA CUSTOMS SERVICE,INC.社長、 AUTO TECHNIC AMERICAS,INC.社長	
執	行	役	員	髙	\blacksquare	隆	幸	㈱オートテクニックジャパン代表取締役社長	
執	行	役	員	重	盛	真	治	(株)日本陸送代表取締役社長、 (株)テクニックサービス代表取締役社長	
執	行	役	員	松	島	孝	之	NIPPON KONPO VIETNAM CO.,LTD.代表取締役社長	
執	行	役	員	海	野	克	也	グループ業務監査室長、ニッコン情報システム㈱代表取締役社長	

(注) 2020年4月1日付で下記のものが執行役員に就任いたしました。

 本橋
 秀浩
 執行役員

 山田
 起王威
 執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	名 9 (2)	百万円 178 (8)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	21 (8)
合 計 (うち社外役員)	1 2 (4)	199 (16)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には2019年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1名を含めております。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、取締役賞与(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を含めた報酬として、年額3億円以内(うち社外取締役分年額24百万円以内)と決議いただいております。
 - なお、当該報酬額には、取締役賞与(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)を含み、使用 人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
 - 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、年額72百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記報酬等の総額には、取締役6名(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する当事業年度に係る取締役賞与支給見込額59百万円が含まれております。
 - 5. 上記報酬等の総額のほか、2011年6月29日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給として、退任した取締役1名対して9百万円支給しております。
 - 6. 上記報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額10百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

						I	1
区	分	氏			名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取	締 役	鈴	木		隆	五十鈴㈱代表取締役社長 ㈱メタルワン・サービス センター・ホールディン グス代表取締役会長	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、経験豊富な会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で、様々な助言・提言を行っておりました。
取	締 役	小	林	克	典	麹町パートナーズ法律事 務所弁護士	当事業年度開催の取締役会14回中全て出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておりました。
取 (監査	締 役 査 等 委 員)	宮	Ш	英	樹	宮田英樹税理士事務所代表	当事業年度開催の取締役会14回中全て、 監査等委員会11回中全てに出席し、税理 士としての専門的な知識及び経験から、適 宜発言を行っておりました。
取(監査	締 役 査 等 委 員)	味	固	良	行	味岡法律事務所弁護士	当事業年度開催の取締役会14回中全て、 監査等委員会11回中全てに出席し、弁護 士としての豊富な経験と専門的見地から意 見を述べるなど、種々な発言を行っており ました。

- (注) 1. 取締役 鈴木 隆氏及び小林克典氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。
 - 2. 取締役(監査等委員)宮田英樹氏及び味岡良行氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	56百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	12百万円
③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	t額 86百万円

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 責任限定契約の内容

当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンス支援業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、職務遂行状況などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確認できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

① 剰余金の配当について

剰余金の配当につきましては、連結配当性向30%を目途とし、今後の収益予想、企業体質強化、配当性向などを総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

② 内部留保について

内部留保につきましては、取引先のニーズに応えるための物流施設の投資、情報化投資及び財務体質強化資金等に充てることとしております。

③ 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を実行できるよう必要に応じて実施することとしております。

当事業年度の配当は、2019年12月10日に中間配当として1株当たり38円を実施し、期末配当38円(支払い開始予定日 2020年6月12日)と合計で1株当たり76円となります。なお、期末配当は、2020年5月22日の取締役会で決議しました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

ニッコンホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社(以下、「ニッコンホールディングスグループ」という。)における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

内部統制システム構築に関する基本方針

- 1 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)
 - (1) 監査等委員会の職務のために必要となる使用人(以下「補助使用人」という。)を置く。
- 2 補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項(同項第2号)
 - (1) 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲内において、監査等委員である取締役の指揮命令に従う。
 - (2) 補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- 3 監査等委員会の使用補助人に対する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(同項第3号)
 - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員である取締役の補助使用人に対する指揮命令を不当に制限しない。

- 4 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制 その他の監査等委員会への報告に関する体制(同項第4号)
 - (1) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
 - (2) 監査等委員である取締役に定期的に報告すべき事項(グループ会社を含む。)
 - i 経営・事業の遂行状況、財務状況
 - ii 内部監査部門が実施した内部監査の結果(内部統制システムの状況を含む。)
 - iii リスク及びリスク管理の状況
 - iv コンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)等
 - (3) 監査等委員である取締役に臨時的に報告すべき事項(グループ会社を含む。)
 - i 会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
 - ii 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - iii 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv 当局検査、外部監査の結果
 - v 当局から受けた行政処分等
 - vi 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定(改廃)
 - vii 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等
 - vii 社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実
 - ix その他、監査等委員である取締役又は監査等委員会が必要に応じて報告を求める事項
- 5 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (同項第5号)
 - (1) 監査等委員会に前項に規定する報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役及び使用人等に対する人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。(同項第5号)
- 6 取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(同項第6号)
 - (1) 当社は監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。

- 7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(同項第7号)
 - (1) 代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社が対処するべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等委員である取締役の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員である取締役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。
 - (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員である取締役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な連係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。
 - (4) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員である取締役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用することができるよう、体制と環境を整備する。
- 8 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第399条の13第1項第1号ハ前段)
 - (1) 取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業 風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。
 - (2) 当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
 - (3) 当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、グループ管理部及び各部門の責任者を中心に運営する。
 - (4) コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。
 - (5) 法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。
- 9 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)
 - (1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程(文書・情報の保管・管理に関する諸規程)を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。
 - (2) 上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。

- 10 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制(同項第2号、同項第5号口)
 - (1) 当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。
 - (2) 当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。
 - (3) リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性を持ち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。
 - (4) ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。
 - (5) リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役会に報告する。
- 11 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(同項第3号)
 - (1) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。
 - (2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。
 - (3) ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- 12 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(同項第4号、同項第5号二)
 - (1) ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、2007年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
 - (2) 当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン(社内外からの通報制度)」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
 - (3) 内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。
- 13 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(同項第5号)
 - (1) 当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上、「関係会社規程」に基づき、子会社の業務等を管理する体制とする。
 - (2) 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役に報告する。
 - (3) 子会社は、当社の内部監査部門及び監査等委員である取締役の監査の対象とする。

- (4) 当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
- (5) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。

14 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力 団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、 毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度は、当社及び子会社の社会的責任を果たし、持続的成長の妨げとなる全ての事象を対象にリスクを管理するとともに、法令や社会的規範、倫理行動規範を含む社内規則を遵守し、適正な業務遂行を図ることで、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会等の各委員会体制を整備しています。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行の適正性を高め、ガバナンスを強化するために、2019年12月に関係会社規程を改定し、運用しています。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は14回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が4名在籍しました。その他、監査等委員会は11回、経営戦略会議は14回、コンプライアンス推進委員会は1回、リスク管理委員会は4回、指名委員会は1回開催しました。

- (2) 監査等委員である取締役の職務の遂行について
 - ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行うとともに当社の取締役、執行役員、及び当社の主な子会社の取締役から職務の執行状況を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ② 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換を実施しました。

- ③ 監査等委員会は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合の実施と、被監査部門へ合同で監査を実施しました。
- (3) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ニッコンホールディングスグループ基本理念」「ニッコンホールディングスグループ行動指針」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティー、インサイダー取引防止、及び財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

- (4) 内部監査の実施について 内部監査計画に基づき、当社及び子会社を含め、業務監査を実施しました。
- (5) 内部統制と情報伝達を容易にする体制について会社内外から情報を得る仕組みとして、「コンプライアンス ホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員及び従業員が情報提供・相談できる体制を構築しています。
- (6) 財務報告に係る内部統制について 当事業年度においては、当社及び子会社の全社統制、決算処理統制、IT統制、業務処理統制の整備と運用状況の評価を実施し、開示すべき重要な不備は存在しないことを確認しました。
- (7) 反社会的勢力排除について 当事業年度においては、前期より継続して、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を 盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで反社会的勢力排除についての意識 醸成に努めました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 純 資 産	<u>の</u> 部
科目	金 額	科目	金 額
(資 産 の 部)	297,489	(負債の部)	104,193
流 動 資 産	73,464	流 動 負 債	54,474
現 金 及 び 預 金	31,502	支払手形及び買掛金	11,265
受取手形及び売掛金	32,463	電子記録債務	4,222
電子記録債権	3,619	短 期 借 入 金	3,869
有 価 証 券	896	1年内償還予定の社債	10,000
商 品 及 び 製 品	3	リース債務	104
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	452	未払法人税等	4,217
そ の 他	4,542	賞 与 引 当 金	3,609
貸 倒 引 当 金	△15	役 員 賞 与 引 当 金	213
固 定 資 産	224,024	設備関係支払手形	2,872
有 形 固 定 資 産	195,714	営業外電子記録債務	1,043
建物及び構築物	86,829	そ の 他	13,055
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,122	固 定 負 債	49,718
工具、器具及び備品	1,370	社	20,000
土 地	94,000	長 期 借 入 金	18,746
リース資産	187	リース 債務	99
建設仮勘定	5,203	繰 延 税 金 負 債	3,967
無形固定資産	2,007	退職給付に係る負債	5,218
投資その他の資産	26,303	役員退職慰労引当金	384
投 資 有 価 証 券	17,483	そ の 他	1,302
長 期 貸 付 金	803	(純 資 産 の 部)	193,296
繰 延 税 金 資 産	3,508	株 主 資 本	187,716
そ の 他	4,575	資 本 金	11,316
貸 倒 引 当 金	△67	資 本 剰 余 金	12,332
		利 益 剰 余 金	170,254
		自 己 株 式	△6,186
		その他の包括利益累計額	5,064
		その他有価証券評価差額金	6,948
		為替換算調整勘定	△1,520
		退職給付に係る調整累計額	△363
		新 株 予 約 権	320
		非 支 配 株 主 持 分	194
資産合計 1	297,489	負 債 純 資 産 合 計	297,489

[※]単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

(単位:百万円)

連結損益計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

												(単位:自万円)
			Ŧ	라		E					金	額
売				上				高				199,512
売			上		原			価				168,605
売		上		総		利		益				30,906
販	売	費	及	び -	- 般	管	理	費				10,015
営			業		利			益				20,890
営		業		外		収		益				
	受			取			利			息	107	
	受		取		配		Ì	当		金	644	
	受		取		賃		1	貸		料	89	
	持	分	法	に	ょ	る	投	資	利	益	472	
	助		成		金		I	収		入	325	
	受		取		補		1	償		金	15	
	雑				収					入	669	2,324
営		業		外		費		用				
	支			払			利			息	190	
	為			替			差			損	270	
	社		債		発		1	行		費	55	
	控	除	対	象	外	消	Ī	費	税	等	97	
	雑				支					出	76	690
経			常		利			益				22,525
特			別		利			益				
	古	定		資	産		売	却]	益	894	
	投	資	有	価	証	券	Ē	売	却	益	1,036	1,931
特			別		損			失				
	古	定		資	産		売	却]	損	31	
	古	定		資	産		除	却]	損	9	
	投	資	有	価	証	券	Ē	売	却	損	3	
	投	資	有	価	証	券	Ī	評	価	損	0	
	減			損			損			失	9	54
税	金	等訓	司 虫	を 前	当其	阴 純	利	益				24,401
法	人	税、	住	民 税	及で	び事	業	税			7,633	
法	,	人	税	等	調		整	額			39	7,673
当		期		純		利		益				16,728
	支 配		12	帰属	する	当 期	純禾	ij 益				6
親	会 社	株主	(C	帰属	する	当 期	純禾	引益				16,721

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

項目				株	主 資	本	
項		資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残	高		11,316	12,332	158,372	△4,767	177,253
当 期 変 動	額						
剰余金の画	出当				△4,818		△4,818
親会社株主に する 当期 純オ	帰属				16,721		16,721
自己株式の耳	仅 得					△1,475	△1,475
自己株式のタ	12 分				△21	55	33
株主資本以外の項 当期変動額(純							-
当期変動額台	計		_	_	11,881	△1,419	10,462
当 期 末 残	高		11,316	12,332	170,254	△6,186	187,716

(単位:百万円)

				そ	の他の包括	舌利益累計	額		非 支 配	
項	項 目			その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当其	月首	残	高	10,291	△375	△831	9,084	354	208	186,900
当其	9 変	動	額							
剰 🤃	余 金	の配	当							△4,818
	注社株: る 当 期									16,721
自己	3 株式	の取	得							△1,475
自己	3 株式	の処	分							33
	資本以外 変動額			△3,343	△1,144	468	△4,019	△33	△13	△4,067
当 期	変 動	額合	計	△3,343	△1,144	468	△4,019	△33	△13	6,395
当其	月末	残	高	6,948	△1,520	△363	5,064	320	194	193,296

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 純 資 産	の部
科目	金 額	科目	金 額
(資 産 の 部)	192,340	(負債の部)	80,714
流 動 資 産	32,020	流 動 負 債	39,151
現 金 及 び 預 金	21,972	支 払 手 形	33
売 掛 金	74	1年内返済予定の長期借入金	3,800
有 価 証 券	896	1 年内償還予定の社債	10,000
短 期 貸 付 金	7,506	未 払 金	89
そ の 他	1,632	未 払 法 人 税 等	162
貸 倒 引 当 金	△61	預りの金り	22,939
固定資産	160,320	設 備 関 係 支 払 手 形	1,934
有 形 固 定 資 産	23,208	賞 与 引 当 金	30
建物	7,309	役 員 賞 与 引 当 金	48
構築物	305	そ の 他	112
機 械 及 び 装 置	65	固 定 負 債	41,563
車 両 運 搬 具	0	社 債	20,000
工 具、 器 具 及 び 備 品	11	長期借入金	18,600
土 地	15,499	繰 延 税 金 負 債	2,542
建設仮勘定	16	そ の 他	421
無形 固定資産	6	(純 資 産 の 部)	111,625
投資その他の資産	137,105	株 主 資 本	104,391
投 資 有 価 証 券	14,427	資 本 金	11,316
関係会社株式	100,215	資 本 剰 余 金	11,582
関係会社出資金	3,292	資 本 準 備 金	11,582
長期貸付金	19,126	利 益 剰 余 金	87,679
そ の 他	57	利 益 準 備 金	1,426
貸 倒 引 当 金	△14	その他利益剰余金	86,253
		配 当 準 備 積 立 金	50
		固定資産圧縮積立金	16
		別途積立金	77,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,186
		自 己 株 式	△6,186
		評価・換算差額等	6,913
		その他有価証券評価差額金	6,913
		新 株 予 約 権	320
資産 産 合計	192,340	負 債 純 資 産 合 計	192,340

[※]単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

	科目								金	額
営		業		収		Ž	益			11,010
営		業		原		ſ				653
営		業	総	秉	ŧIJ.	Ž	益			10,357
販	売	費 及	び -	- 般	管	理	貴			702
営		業		利		Ž	益			9,655
営		業	外	Ц	又	Ž	益			
	受		取		利			息	1	
	有	価	訂	E	券			息	22	
	受		取	配		当		金	586	
	雑			収				入	57	667
営		業	外	乽	貴	F	甲			
	支		払		利			息	69	
	社		債		利			息	106	
	\supset	マ –	シャ	ルペ	_	19	一 利	息	1	
	社		債	発		行		費	55	
	為		替		差			損	86	
	控	除	対 象	外	消	費	税	等	39	
-	雑			支				出	5	364
経		常		利			±			9,958
特	10	別		利	444		±	4	1 006	4.006
	投		有 価	証	券		却	益	1,036	1,036
特	_	別		損	_		夫 +□	10		
	固	定	資	産	売		却	損	7	
	関		会 社	株	式	評	価	損	92	
	投		有 価	証	券	評	価	損	0	104
T14	投		有 価	証	券	売	却	損	3	104
税	, 引			期に純	利		±			10,890
法		税、 住 人 税		及 調	事 整		说		559 8	567
法 当)	へ 祝 期	等 純		到		注		8	
		别	祁出	<u> </u>	ניי	f	ш			10,323

[※]単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	資	本	
項目		資本剰余金	利益乗	割余金		
	資 本 金	資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,316	11,582	1,426	80,770	△4,767	100,327
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				△4,818		△4,818
当 期 純 利 益				10,323		10,323
自己株式の取得					△1,475	△1,475
自己株式の処分				△21	55	33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						_
当期変動額合計	_	_	_	5,483	△1,419	4,063
当 期 末 残 高	11,316	11,582	1,426	86,253	△6,186	104,391

項目	評価・換	算差額等	新	株	約権	純 資 産 合 計
以 日 日	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	材	17K J2	ポリ 11 <u>年</u>	
当 期 首 残 高	10,156	10,156			354	110,838
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△4,818
当 期 純 利 益						10,323
自己株式の取得						△1,475
自己株式の処分						33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,242	△3,242			△33	△3,276
当期変動額合計	△3,242	△3,242			△33	787
当 期 末 残 高	6,913	6,913			320	111,625

[※]単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

(注) その他利益剰余金の内訳

項			配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期	首 残	驯	50	17	67,000	13,703	80,770
当 期	変 動	額					
剰余金	金の配	胀				△4,818	△4,818
当 期	純 利	益				10,323	10,323
自己株	式の処	分				△21	△21
	資産圧金の取	縮崩		△0		0	_
別途積	立金の積	立			10,000	△10,000	_
当 期 変	動額合	計	_	△0	10,000	△4,516	5,483
当 期	末 残	ョ	50	16	77,000	9,186	86,253

[※]単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

ニッコンホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ④ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

ニッコンホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 億業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ⑩ 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

ニッコンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 金子和孝母

監査等委員 宮田英樹 🕮

監査等委員 味 岡 良 行 ⑩

(注1) 監査等委員宮田英樹及び味岡良行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

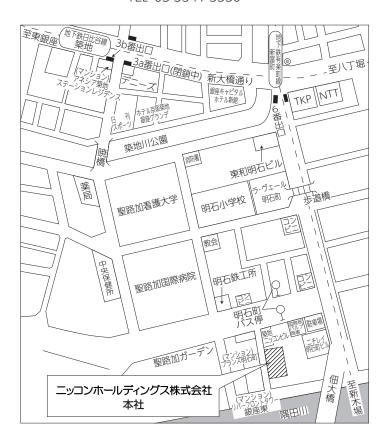
以上

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉		
_					
-					
-					
-					
-					
-					

()	ノ モ	欄〉		

株主総会会場ご案内

会場 東京都中央区明石町6番17号 ニッコンホールディングス株式会社 本社 5階 会議室 TEL 03-3541-5330



- 交 通······ 東京メトロ ●日比谷線 築地駅 3 b番出口より徒歩10分
 - ●有楽町線 新富町駅6番出口より徒歩10分

都営バス

八重洲南口11番乗場 ●東京駅

深川車庫前行(東15)明石町バス停より徒歩2分

○駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあ げます。